

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける 農林漁業者・食品関連事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に対する支援策の概要

令和3年1月
農林水産省

支援策はココに注目！

1 需要減少、価格低下等の影響を受けた生産者や卸売業者等向け

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業

- コロナにより顕著な影響を受けている国産農林水産物等を対象に、**学校給食や子ども食堂への提供、インターネット販売やデリバリー**に取り組む際の**食材費や輸送費等を支援**

詳細はP2

2 在庫の滞留が生じている品目の生産者や加工・流通業者等向け

和牛肉保管在庫支援緊急対策事業

- 和牛肉の在庫の解消を図るため、販売促進計画に基づき、**保管経費を支援するとともに販売奨励金を交付**

詳細はP1

特定水産物供給平準化事業

- 在庫滞留する魚種を買取・冷凍保管する際の**買取資金、保管料、運搬料等を支援**

詳細はP17

3 一時的に減収となった生産者等向け

農業経営収入保険制度

- 農業者の収入全体を対象として、**自然災害による収入減少や価格低下をはじめとする**様々なリスクによる**収入減少を補償**

詳細はP11

農林漁業者等の資金繰り対策の強化

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた**農林漁業者等の資金繰りに支障が生じない**よう、**農林漁業セーフティネット資金等の実質無利子・無担保化での融資枠を拡大**

詳細はP8

4 輸出や経営基盤強化に取り組む生産者や関連事業者向け

輸入原料から国産原料への切替等の支援

- 輸入農畜産物から国産への切替等を図るための**集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等の整備を支援**

詳細はP14

海外との商談・プロモーションの支援

- コロナの影響を受けている品目等の**オンライン商談会の開催、重点品目のプロモーション等を支援**

詳細はP13

農林水産省による支援策(1/2)

(1) 国産農林水産物の販売を促進したい	
・品目別の販売促進への支援	1
(2) 新たな販路等を確立したい	
・新たな生活様式に対応した販売促進・販路の多様化等の取組を支援	2
(3) 飲食業の需要を喚起したい【Go To Eatキャンペーン】	
・飲食店の需要喚起	3
(4) 需要減退の大きい畜産・酪農の事業を継続したい	
・肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用への支援	4
・肥育牛生産のコスト低減等に対する取組を支援	4
・在庫が高水準な脱脂粉乳・バターの需要拡大に伴う支援	4
・新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援	5
・牛マルキンの生産者負担金の納付猶予	5
・経営改善に取り組む肉用子牛生産者を支援	6
(5) 生産現場で労働力を確保したい	
・外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し費用を支援	7
・外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	7
・漁業・水産加工業者における労働力の確保を支援	7
(6) 経営維持・再建のための資金繰りを確保したい	
・(農林水産業) 経営再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	8
・(食品関連事業) 債務保証に必要な資金を措置	10

農林水産省による支援策(2/2)

(7) 価格下落に対して経営の安定を図りたい

- ・野菜の価格下落に対する支援 11
- ・市場価格の低下により収入減少した農業者の経営支援 11
- ・魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援 11

(8) 農林水産物・食品の輸出を維持・促進したい

- ・コメ・コメ加工品の輸出拡大の取組を支援 12
- ・重点品目及びターゲット国・地域を対象とした海外販路開拓に必要な商談・プロモーション等への支援 13
- ・農産物等の輸出拡大に向けた有機JAS認証、GAP認証の取得等の取組への支援 13

(9) 加工用・業務用の野菜等を安定供給したい（利用したい）

- ・輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備 14

(10) 主食用米を安定供給したい

- ・主食用米の保管経費に対する支援 15

(11) 酒造好適米を安定供給したい

- ・酒造好適米の保管経費に対する支援 16
- ・輸出用日本酒向け酒造好適米への支援 16

(12) 水産物の在庫を一時保管したい

- ・一時保管に要する費用の支援 17

(13) 原木生産を伴わない森林施業や漁場の保全のための活動を行いたい

- ・漁場の保全活動や水産資源調査の取組を支援 18
- ・林業の雇用維持のための保育間伐等に対する支援 18

他省庁による支援策

(1) 事業を継続していきたい

- ・事業継続を支え、再起のための支援【持続化給付金】 19
- ・地代・家賃の負担を軽減し、事業継続を下支えするための支援【家賃支援給付金】 19
- ・部品調達が困難であり、自社で部品を内製化するための支援 19
- ・新たな販路を開拓するための支援 19

(2) 従業員の雇用を維持したい

- ・従業員の雇用維持に対する支援【雇用調整助成金】 20
- ・小学校等の臨時休業等に係る保護者に対する支援 21

(3) 人材を確保したい

- ・外国人技能実習生の雇用支援 22

(4) 地域経済への支援（地方創生臨時交付金）

- ・地方公共団体によるきめ細やかな支援 23

(5) 労働者（被雇用者）が活用できる支援

- ・休業した労働者への支援 24

事業者毎の支援策の一覧

(1) 農林漁業者

・野菜・花き・果樹・茶生産者	25
・肉用牛生産者	27
・酪農生産者	32
・その他畜産生産者等	35
・米生産者	38
・麦・豆類生産者	40
・林業・木材産業者	43
・漁業者・漁業者団体等・水産加工業者	46

(2) 食品関連事業者

・外食事業者	50
・食品製造事業者	54
・中間事業者	56
・流通事業者	58
・輸出事業者	61

(3) その他

・労働者（被雇用者）	65
------------	----

(1) 国産農林水産物の販売を促進したい

インバウンド需要・外食需要の減少や輸出の停滞等により、在庫が増加して滞留する等の影響が生じている農林水産物等の販売や利用の促進への取組を支援します。

品目別の販売促進への支援

対象品目	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
和牛肉	<p>【和牛肉保管在庫支援緊急対策事業（ALIC事業）】</p> <p>販売促進計画を作成した食肉卸売業者に対して、保管経費の支援及び同計画に基づく販売実績に応じた奨励金の交付</p>	<p>支援対象：食肉卸売事業者 補助率：定額 事業実施主体：食肉事業者団体</p>	<p>生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989</p> <p>▶もっと知りたい ▶実施要綱 ▶紹介動画</p>
花き	<p>【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】</p> <p>インターネット販売を行う際の送料等を支援</p>	<p>支援対象：生産者、民間団体等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等</p>	<p>事業全般）大臣官房政策課 TEL：03-6744-2089 （花き） 生産局園芸作物課 TEL：03-6738-6162</p> <p>▶もっと知りたい ▶もっと知りたい（詳細） ▶紹介動画 ▶実施要綱・要領</p>

(2) 新たな販路等を確立したい

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新たな生活様式に対応した販売促進・販路の多様化等の取組を支援</p>	<p>【国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業】 新型コロナウイルス感染症拡大による外食、インバウンド等の需要減少の影響を依然として受けている農林漁業者、加工業者等の新たな生活様式に対応した販売促進・販路の多様化等の取組を支援</p> <p>①インターネット販売を活用して新たな販路の確立に取り組むための送料等の経費 ②飲食店・旅館等と地域の交通機関等と連携してテイクアウト・デリバリー等を活用した新たな販路の確立に取り組むための食材費や輸送費等 ③創意工夫による多様な販路を確立する取組に係る食材費やイベント経費等 ④学校給食や子ども食堂等への食材提供に係る食材費等 について支援。</p>	<p>事業実施主体（事務局）：民間団体等 事業実施者（支援対象）：生産者、民間団体（卸売事業者、加工業者等）、地方公共団体の協議会等</p> <p>補助率：定額、対象経費の1/2以内</p> <p>※本事業は間接補助事業であり、公募による事務局選定の後、事務局が事業実施者の公募を実施します。事務局による申請の受付開始は2月上中旬頃の見込みです。</p>	<p>大臣官房政策課 TEL：03-6744-2089</p> <p>もっと知りたい</p> <p>※具体的な申請要件等は事務局選定の後決定するため、現時点ではお答えできない場合がございますのでご了承ください。</p>

(3) 飲食業の需要を喚起したい

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により甚大な影響を受けている飲食業の需要喚起に向け、プレミアム付き食事券の発行等を実施します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
飲食店の需要喚起	<p>【Go To Eatキャンペーン】 期間限定の官民一体型需要喚起キャンペーン「Go To キャンペーン」の一環として、<u>プレミアム付食事券の発行等</u>を実施</p>	<p>支援対象：民間事業者 （食事券発行事業者） 補助率：委託等 事業実施主体：民間事業者</p>	<p>食料産業局食品製造課外食産業室 TEL：03-6744-7177 E-mail： gaishoku@maff.go.jp</p> <p> ▶もっと知りたい ▶紹介動画 ▶応募要領 </p>

(4) 需要減退の影響が大きい畜産・酪農の事業を継続したい (1 / 3)

肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用や肉用牛肥育生産におけるコスト低減等の取組、在庫が高水準にある脱脂粉乳・バターの需要拡大を支援するほか、新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等の事業継続のための代替要員の派遣等を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用への支援	【肉用子牛流通円滑化緊急対策事業 (ALIC事業)】 計画に基づいて肉用子牛の出荷時期の調整を行う場合、計画出荷に伴う追加経費を支援	支援対象：畜産農家 補助率：定額 事業実施主体：生産者団体等	生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989 もっと知りたい 実施要綱 紹介動画
肥育牛生産のコスト低減に対する取組を支援	【肥育牛経営改善等緊急対策のうち肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 (令和2年度第3次補正)】 経営体質の強化に資する取組メニューに取り組んだ場合、出荷頭数に応じて奨励金を交付	支援対象：畜産農家 補助率：定額 事業実施主体：民間団体	生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874 もっと知りたい
在庫が高水準な脱脂粉乳・バターの需要拡大に伴う支援	【肥育牛経営改善等緊急対策のうち国産乳製品需要拡大緊急対策事業】 乳業者団体等が国産需要の拡大を図るため、 <u>新たな業務用需要に対して脱脂粉乳・バターを活用する取組</u> を支援	支援対象：乳業者 補助率：1/2 事業実施主体：乳業者団体	生産局牛乳乳製品課 TEL：03-6744-2128 もっと知りたい

(4) 需要減退の影響が大きい畜産・酪農の事業を継続したい (2 / 3)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援</p>	<p>【発生畜産農場等経営継続対策事業 (ALIC事業)】 ①発生農場の事業継続のための代替要員(酪農ヘルパーを含む)等の派遣を支援 ②発生農場の事業継続を図るため、その家畜を公共牧場等に緊急避難させるための経費を支援 ③発生農場の清浄化や感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援 ④乳業工場の処理能力の低下等により出荷できなくなった生乳に対して支援</p>	<p>支援対象：生産者集団等 補助率：定額 事業実施主体：民間団体</p>	<p>乳用牛：①～④の事業 生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988</p> <p>肉用牛：①～③の事業 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874</p> <p>豚、家きん：①、③の事業 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656</p> <p>飼料生産組織：①、③の事業 生産局飼料課 TEL：03-3502-5993</p> <p style="text-align: right;"> ▶もっと知りたい ▶実施要綱 ▶(別添)乳用牛 ▶(別添)肉用牛 ▶(別添)養豚 ▶(別添)家きん ▶(別添)飼料生産組織 ▶紹介動画 </p>
<p>牛マルキンの生産者負担金の納付猶予</p>	<p>【肥育牛経営等緊急支援特別対策事業】 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の生産者負担金の納付猶予(実質免除)(国費分(3/4)の交付)</p>	<p>—</p>	<p>生産局畜産企画課 TEL:03-3502-0874</p> <p style="text-align: right;"> ▶もっと知りたい ▶交付要綱 ▶紹介動画 </p>

(4) 需要減退の影響が大きい畜産・酪農の事業を継続したい (3 / 3)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>経営改善に取り組む肉用子牛生産者を支援</p>	<p>【優良肉用子牛生産推進緊急対策事業（ALIC事業）】 肉用子牛（品種区分毎）の全国平均価格（月別）が、発動基準(右記)を下回った場合に、経営改善のための取組メニュー（①～④のうち2つ以上）に取り組んだ生産者に対し、販売頭数に応じて奨励金を交付</p> <p>取組メニュー ①畜舎の環境改善（防虫・暑熱・寒冷対策等） ②経営分析（経営管理研修会への参加等） ③子牛の疾病予防（下痢防止剤の投与等） ④繁殖雌牛・子牛の栄養状態の改善（ビタミン等飼料添加物の利用等）</p>	<p>定額</p> <p>60万円（黒毛和種） 30万円（交雑種） 18万円（乳用種） を下回った場合 → 1万円/頭</p> <p>57万円（黒毛和種） 29万円（交雑種） 17万円（乳用種） を下回った場合 → 3万円/頭</p> <p>ALIC → 民間団体 → 生産者</p>	<p>生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989</p> <p>もっと知りたい 実施要綱 紹介動画</p>

(5) 生産現場で労働力を確保したい

入国規制による外国人材の不足等への対応に向け、労働力の確保や農業生産を支える人材の育成に向けた取組を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援	支援対象：経営体等 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、情報発信等に必要な経費を支援	支援対象：経営体等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：全国農業会議所	
漁業・水産加工業者における労働力の確保を支援	【水産業労働力確保緊急支援事業】 ①人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が作業経験者等を雇用する際の掛り増し賃金、保険料、宿泊費を支援 ②遠洋漁船における外国人船員の継続雇用等に要する掛り増し経費や、外国人船員を現地において配乗する際の経費を支援	支援対象：漁業者、水産加工業者 補助率：漁業・水産加工業の経営体が雇用する際の掛かり増し賃金（上限500円/時）、保険料、宿泊費は定額、遠洋漁船の外国人船員を継続雇用する又は外国人船員を現地において配乗する際の掛かり増し経費は1/2 事業実施主体：①全国水産加工業協同組合連合会、②（一社）大日本水産会	(漁業者向け) 水産庁企画課 TEL：03-6744-2340 (水産加工業者向け) 水産庁加工流通課 TEL：03-6744-2349 (遠洋漁船向け) 水産庁国際課 TEL：03-6744-2364 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画

(6) 経営維持・再建のための資金繰りを確保したい(1/3)

農林漁業者の資金繰りに支障が生じないように、金融機関に対する適時・適切な貸出、担保徴求の弾力化等の対応の要請、農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化の措置、また食品関連事業者の債務保証に必要な資金の支援を実施します。

農林水産業

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
経営再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	<p>資金繰りや施設整備のための資金について、<u>貸付当初5年間実質無利子化</u></p> <p>※林業者向けのうち、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金は、貸付当初10年間実質無利子</p>	<p>(農業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金</p> <p>(林業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金</p> <p>(漁業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、漁業経営改善支援資金、農林漁業施設資金</p>	<p>公庫</p> <p>(農業者向け) 経営局金融調整課 TEL: 03-3501-3726 (1) 第1次補正 ▶ 紹介動画</p> <p>(2) 第2次補正 ▶ もっと知りたい ▶ 紹介動画</p>
	<p>農: 農業経営基盤強化資金 利子助成金等交付事業</p> <p>林: 林業施設整備等利子助成事業</p> <p>水: 漁業経営基盤強化金融支援事業</p>	<p>(農業者等向け) 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金</p> <p>(林業者向け) 林業者向け民間借換資金</p> <p>(漁業者等向け) 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金</p>	<p>農協・漁協等民間金融機関</p> <p>(林業者向け) 林野庁企画課 TEL: 03-3502-8037 (1) 第1次補正 ▶ もっと知りたい ▶ 紹介動画</p> <p>(2) 第2次補正 ▶ もっと知りたい ▶ 紹介動画</p>
	<p>民間資金の借入れについて、<u>農業信用基金協会等による債務保証の当初5年間の保証料免除</u></p> <p>農: 農業信用保証保険基盤強化事業</p> <p>林: 林業信用保証事業</p> <p>水: 漁業者保証円滑化対策事業</p>	<p>(農業者等向け) 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金</p> <p>(林業者等向け) 林業者等向け民間資金(借換資金含む)</p> <p>(漁業者等向け) 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、漁業者向け民間資金(借換資金含む)</p>	<p>農協・漁協等民間金融機関</p> <p>(漁業者向け) 水産庁水産経営課 TEL: 03-6744-2347 (1) 第1次補正 ▶ もっと知りたい ▶ 紹介動画</p> <p>(2) 第2次補正 ▶ もっと知りたい ▶ 紹介動画</p>

(6) 経営維持・再建のための資金繰りを確保したい (2 / 3)

農林水産業

支援分野	支援の内容	支援対象等	公庫	担当及び問合せ先等
<p>経営再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置</p>	<p>資金繰りのための資金について、<u>実質無担保等による貸付及び債務保証を措置</u></p> <p>農：日本公庫資金円滑化貸付事業 農業信用保証保険基盤強化事業 林：林業関係資金融資円滑化事業 林業信用保証事業 水：漁業経営改善支援資金融資推進事業 漁業者保証円滑化対策事業</p>	<p>(農業者等向け) 農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金 (林業者向け) 農林漁業セーフティネット資金 (漁業者向け) 農林漁業セーフティネット資金</p>	<p>公庫</p>	<p>(農業者向け) 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726 (1)第1次補正 ▶紹介動画</p>
	<p>(農業者等向け) 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金に対する債務保証 (林業者等向け) 林業者等向け民間資金（借換資金含む）に対する債務保証 (漁業者等向け) 漁業近代化資金、漁業経営維持安定資金、漁業者向け民間資金（借換資金含む）に対する債務保証</p>	<p>農協・漁協等民間金融機関</p>	<p>(2)第2次補正 ▶もっと知りたい ▶紹介動画</p> <p>(林業者向け) 林野庁企画課 TEL：03-3502-8037 (1)第1次補正 ▶もっと知りたい ▶紹介動画</p> <p>(2)第2次補正 ▶もっと知りたい ▶紹介動画</p>	
	<p><u>関係金融機関へ新規融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予を要請</u></p>	<p>(漁業者向け) 水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2347 (1)第1次補正 ▶もっと知りたい ▶紹介動画</p> <p>(2)第2次補正 ▶もっと知りたい ▶紹介動画</p>		

(6) 経営維持・再建のための資金繰りを確保したい (3 / 3)

食品関連事業

支援内容	対応事業等	支援対象等	担当及び問合せ先等
債務保証に必要な資金を措置	<p>【中堅外食事業者資金融通円滑化事業】 <u>債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済</u>により中堅・大手外食事業者を支援</p>	<p>支援対象：中堅・大手外食事業者 支援内容：債務保証・代位弁済 事業実施主体：(一社)日本フードサービス協会</p>	<p>食料産業局食品製造課外食産業室 TEL：03-6744-7177 E-mail： gaishoku@maff.go.jp</p> <p>▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画</p>
	<p>【中小食品流通事業者の信用力強化事業】 <u>債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済</u>により中小食品流通事業者等を支援</p>	<p>支援対象：中小食品流通事業者等 支援内容：債務保証・代位弁済 事業実施主体：(公財)食品等流通合理化促進機構</p>	<p>食料産業局食品流通課 TEL：03-3502-8267</p> <p>▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶もっと知りたい(外部リンク) ▶紹介動画</p>

(7) 価格下落に対して経営の安定を図りたい

野菜価格が著しく低落した場合に補給金を交付する野菜価格安定対策事業の安定的な運用に必要な資金を追加するとともに、生産者負担金の納付猶予を行います。また、収入が減少した農業者の経営を支えるため、収入減少を補てんするとともに、農業者が営農再開に向けた運転資金等を得られるよう、無利子のつなぎ融資を行います。さらに、魚価の下落等により収入が減少した漁業者の経営を支えるための基金の積み増し、自己積立金の仮払い・積立猶予を行います。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
野菜の価格下落に対する支援	<p>【野菜価格安定対策事業】</p> <p>①野菜価格の下落により収入が減少した農業者の経営を支えるため、<u>野菜価格安定対策事業の資金を追加</u></p> <p>②<u>登録出荷団体等（JA等）の負担金の納付を猶予</u></p>	<p>支援対象：生産者等</p> <p>事業実施主体：(独)農畜産業振興機構(ALIC)</p>	<p>生産局園芸作物課</p> <p>TEL：03-3502-5961</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
市場価格の低下により収入減少した農業者の経営支援	<p>【農業経営収入保険事業】</p> <p>①収入が減少した農業者の経営を支えるため、<u>収入減少を補てん</u></p> <p>②併せて、農業者が営農再開に向けた運転資金等を得られるよう、<u>無利子のつなぎ融資を実施</u></p>	<p>支援対象：農業者</p> <p>保険料負担割合：農業者と国の保険料の負担割合は1:1</p> <p>積立金負担割合は1:3</p> <p>事業実施主体：全国農業共済組合連合会</p>	<p>経営局保険課</p> <p>TEL：03-6744-2174</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p> <p>紹介動画</p>
魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援	<p>【漁業収入安定対策事業】</p> <p>①収入が減少した漁業者の経営を支えるため、<u>積立ぷらすの基金を積み増し</u></p> <p>②併せて、<u>積立ぷらすについて、漁業者の自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金の積立猶予を措置</u></p>	<p>支援対象：漁業者</p> <p>積立金負担割合：漁業者と国の積立金の負担割合は1:3</p> <p>事業実施主体：漁業共済組合連合会</p>	<p>水産庁漁業保険管理官</p> <p>TEL：03-6744-2356</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p> <p>紹介動画</p>

(8) 農林水産物・食品の輸出を維持・促進したい(1/2)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>コメ・コメ加工品の輸出拡大の取組を支援</p>	<p>【コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業】 コメ・コメ加工品の海外市場開拓等の取組を支援</p>	<p>支援対象：事業者 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等</p>	<p>政策統括官付農産企画課 E-mail： kome_yusyutu@maff.go.jp TEL：03-6738-6069</p> <p style="text-align: right;"> もっと知りたい 実施要綱・要領 </p>

(8) 農林水産物・食品の輸出を維持・促進したい(2/2)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>重点品目及びターゲット国・地域を対象とした海外販路開拓に必要な商談・プロモーション等への支援</p>	<p>【官民一体となった海外での販売力の強化】</p> <p>① JETROによるデジタルツールを活用したビジネスマッチングの成果を向上させる取組への支援を強化 ② JFOODOによる日本産食材の重点的・戦略的プロモーションを強化 ③品目団体等による重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓支援を強化 ④輸出を牽引する現地小売・飲食店の活用や流通事業者等を通じた日本産食材の販路拡大を支援</p> <p>⑤戦略的輸出事業者と産地が連携して取り組む日本産コメ・コメ加工品の海外需要開拓・プロモーションや品目団体等によるオールジャパンでのプロモーションを支援</p>	<p>①②④ 支援対象：JETRO・民間事業者等 補助率：定額 事業実施主体：JETRO</p> <p>③ 支援対象：JETRO・民間事業者等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間事業者等</p> <p>⑤ 支援対象：民間団体等、民間事業者等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等</p>	<p>食料産業局海外市場開拓・食文化課 TEL：03-3502-3408</p> <p>もっと知りたい</p> <p>⑤政策統括官付農産企画課 E-mail： kome_yusyutu@maff.go.jp TEL：03-6738-6069</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p>
	<p>【仕向け先の転換等のための日本産農林水産物・食品の海外向け・プロモーション】 日本産農林水産物・食品の輸出商流構築のための商談等を支援</p>	<p>支援対象：民間事業者等 補助率：対象経費の1/2以内 事業実施主体：株式会社JTB</p>	<p>食料産業局海外市場開拓・食文化課 TEL：03-6744-1502</p> <p>もっと知りたい</p>
<p>農産物等の輸出拡大に向けた有機JAS認証、GAP認証の取得等の取組への支援</p>	<p>【有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業】</p> <p>農業者等による、 ①有機JAS認証又はGAP認証（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP）の取得、輸出向け商談 ②農業機械リース等の取組を支援</p>	<p>支援対象：農業者等 補助率：①定額 ②1/2以内 事業実施主体：民間団体等</p>	<p>生産局農業環境対策課 TEL:03-6744-7188</p> <p>もっと知りたい</p>

(9) 加工用・業務用の野菜等を安定供給したい(利用したい)

産地や実需者が連携し、輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備	<p>【国産農畜産物供給力強靱化対策】 産地や実需者が連携し、輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るために必要な共同利用施設の整備を支援</p>	支援対象：事業実施主体 補助率：事業費の1/2 事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	生産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> ▶ もっと知りたい ▶ 実施要綱・要領 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> ▶ 紹介動画 </div>

(10) 主食用米を安定供給したい

新型コロナウイルスの影響等による主食用米の需要減退の状況等を踏まえ、長期計画的に販売することとした米穀の保管経費を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
主食用米の保管経費に対する支援	<p>【米穀周年供給・需要拡大支援事業】 主食用米について、長期計画的な販売の取組を行う産地に対し、保管経費の支援対象期間を以下のとおり拡大</p> <p>・令和2年産：令和2年11月～令和3年3月</p>	<p>支援対象：集荷業者・団体 補助率：定額（1/2相当） 事業実施主体：集荷業者・団体</p>	<p>政策統括官付農産企画課 TEL：03-6738-8974</p> <p>もっと知りたい</p>

(11) 酒造好適米を安定供給したい

国内外における日本酒需要の減退の状況を踏まえ、酒造好適米の保管経費等を支援します。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
酒造好適米の保管経費に対する支援	<p>【米穀周年供給・需要拡大支援事業】 酒造好適米について、長期計画的な販売の取組を行う産地に対し、保管経費の支援対象期間を以下のとおり拡大</p> <p>① 令和元年産：令和3年4月～10月 ② 令和2年産：令和2年11月～令和3年3月</p>	<p>支援対象：集荷業者・団体 補助率：定額（1/2相当） 事業実施主体：集荷業者・団体</p>	<p>政策統括官付農産企画課 TEL：03-6738-8974</p> <p>もっと知りたい</p>
輸出用日本酒向け酒造好適米への支援	<p>【水田活用の直接支払交付金】 輸出用日本酒の原料となる酒造好適米について、水田活用の直接支払交付金の産地交付金の新市場開拓用米（2万円/10a）の対象として支援</p>	<p>支援対象：販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農 補助率：定額 事業実施主体：国</p>	<p>政策統括官付穀物課 TEL：03-3597-0191</p> <p>もっと知りたい</p>

(12) 水産物の在庫を一時保管したい

需要減退による在庫の増大が著しい水産物について、一時保管に要する経費を支援します。

一時保管に要する費用の支援

対象品目	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
水産物	<p>【特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）】</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける水産物の買取、保管等の費用を支援</p>	<p>支援対象：漁業者団体等</p> <p>補助率：定額、対象経費の2/3</p> <p>事業実施主体：（公財）水産物安定供給推進機構</p>	<p>水産庁加工流通課</p> <p>TEL：03-6744-2350</p> <p>（1）第1次補正</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p> <p>（2）第3次補正</p> <p>▶もっと知りたい</p>

(13) 原木生産を伴わない森林施業や漁場の保全のための活動を行いたい

漁業者や漁船による漁場の保全活動や水産資源調査の取組を支援し、資源管理の取組強化と漁場生産力の向上を図ります。

休漁支援

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
漁場の保全活動や水産資源調査の取組を支援	【資源・漁場保全緊急支援事業】 ・休漁を余儀なくされている漁業者が行う、 <u>漁場の耕うん・清掃等の漁場保全活動や海洋環境調査・モニタリング、試験操業による資源の分布情報や生物サンプルの収集</u> など資源評価や管理手法の検討に資するものを支援	支援対象：漁業者団体等 補助率：漁船による漁場の耕うん・清掃（例：6万円/隻・日）、藻場におけるウニ駆除等（例：1万円/人・日）、海水温の観測等の資源調査（例：6万円/隻・日） 事業実施主体：民間団体	水産庁 漁場資源課 TEL:03-6744-2380 裁培養殖課 TEL:03-3502-0895 計画課 TEL:03-3501-3082 もっと知りたい 紹介動画

木材需要に応じた生産活動に取り組む意欲と能力のある林業経営体等が雇用維持のために行う森林施業等に対する支援を行います。

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
林業の雇用維持のための保育間伐等に対する支援	【林業経営体能力向上支援対策】 原木生産を伴わない森林施業（植林、下刈り、除伐、保育間伐、衛生伐、作業道整備）等に対し定額で支援（最大日当1万5千円程度）	支援対象：意欲と能力のある林業経営体、育成経営体等	林野庁整備課 TEL:03-3502-8065 紹介動画

(1) 事業を継続していきたい

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
事業継続を支え、再起のための支援	【持続化給付金】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人でひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者	法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給。	経済産業省	中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 もっと知りたい 農林漁業者向けパンフレット 紹介動画(基本情報編) 【個人向け】 申請要領 【法人向け】 申請要領 紹介動画 紹介動画 【申請ページ】 申請ページ
地代・家賃の負担を軽減し、事業継続を下支えするための支援	【家賃支援給付金】 テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等で5月～12月において、以下のいずれかに該当する者 ・ <u>いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少</u> ・ <u>連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少</u>	給付額は、申請時の直近支払家賃月額に基づき算出される給付月額額の6倍(6ヶ月分) 給付率：2/3 給付上限額：法人50万円/月 個人事業者25万円/月 ※(法人)支払家賃月額が75万円/月を超える場合、給付率1/3で最大50万円追加給付 (個人事業者)支払家賃月額が37.5万円を超える場合、給付率1/3で最大25万円追加給付	経済産業省	中小企業庁総務課 TEL：03-3501-1768
部品調達が困難であり、自社で部品を内製化するための支援	【生産性革命推進事業(ものづくり・商業・サービス補助)】 中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等	補助上限：1,000万円 補助率：中小 1/2、 小規模 2/3 (特別枠は、2/3又は3/4)	経済産業省	ものづくり補助金事務局 サポートセンター TEL：050-8880-4053 もっと知りたい
新たな販路を開拓するための支援	【生産性革命推進事業(持続化補助)】 <u>小規模事業者の販路開拓等のための取り組み</u>	補助上限：50万円 (特別枠は、100万円) 補助率：2/3又は3/4	経済産業省	独立行政法人中小企業基盤整備推進機構 TEL：03-6459-0866 もっと知りたい

(2) 従業員の雇用を維持したい (1 / 2)

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>従業員の雇用維持に対する支援</p>	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】 (1) 休業等計画届の提出が不要 (2) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (3) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(4) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (5) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 (6) 支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 > 中小企業 4/5、 > 大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ > 中小企業 10/10、 > 大企業 3/4 など</p> <p>・ 1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 > 中小企業 2,400円/日加算 > 大企業 1,800円/日加算</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999</p> <p>▶もっと知りたい（農業経営者の皆様へ） ▶もっと知りたい（林業経営者の皆様へ） ▶もっと知りたい（漁業経営者の皆様へ）</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>

(2) 従業員の雇用を維持したい (2 / 2)

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>小学校等の臨時休業等にかかる保護者に対する支援</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成。 （令和2年2月27日から令和3年3月31日までの有給休暇に適用）</p>	<p><u>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u></p> <p>〔令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇〕 ・ 1日当たり 助成額上限： 8,330円</p> <p>〔令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇〕 ・ 1日当たり 助成額上限： 15,000円</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険<u>暫定任意適用事業所</u>のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>
	<p>(参考) 【小学校休業等対応支援金】 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、<u>契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者</u> （令和2年2月27日から令和3年3月31日までの就業出来なかった日に適用） ※：一定の要件あり</p>	<p>〔令和2年2月27日から令和2年3月31日までの就業出来なかった日〕 ・ 1日当たり：4,100円(定額)</p> <p>〔令和2年4月1日から令和3年3月31日での就業出来なかった日〕 ・ 1日当たり： 7,500円(定額)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p>

(3) 人材を確保したい

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
外国人技能実習生の雇用支援	<p>【技能実習生等に対する雇用維持支援の活用】 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習の継続困難になった技能実習生・特定技能外国人等の再就職を支援 また、技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野への就労を促進</p>	<p>【付与される在留資格】 ・特定活動(就労可能) 【在留期間】 ・最大1年 【要件】 ・申請人の報酬額や特定技能外国人の意向などの要件あり</p>	出入国在留管理庁	<p style="text-align: right;">もっと知りたい</p>

(4) 地域経済への支援

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
地方公共団体による きめ細やかな支援	<p>【地方創生臨時交付金】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・地域における民需主導の好循環の実現に向けた対応、飲食店への営業時間短縮要請等による協力金の支払い対応等、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業</p>	地方公共団体が作成した実施計画に記載された、①令和2年度補正予算等における国庫補助事業の地方負担分、②コロナ対策関連の地方単独事業に対して、交付限度額の範囲内で交付金を交付。	内閣府	

(5) 労働者（被雇用者）が活用できる支援

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
<p>休業した労働者への支援</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった労働者に対して支給。 （令和2年4月1日から令和3年2月28日までの休業に適用）</p>	<p>支給額： <u>休業前の1日あたり平均賃金</u> ×80%×休業実績</p> <p>1日あたり支給額上限： 11,000円</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 受付時間 (月曜～金曜)8:30～20:00 (土日祝)8:30～17:15</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険<u>暫定任意適用事業所</u>のうち未加入の事業所に雇用されている場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」</u>が必要。</p>

野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（1／2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援	支援対象：経営体等 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、情報発信等に必要な経費を支援	支援対象：経営体等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：全国農業会議所	紹介動画
野菜等の生産、集出荷貯蔵、加工に必要な施設整備・改修等を支援	【国産農畜産物供給力強靱化対策】 産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備等を支援	支援対象：事業実施主体 補助率：事業費の1/2 事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	生産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：農業者、集落営農組織 融資機関：日本政策金融公庫、農協等民間金融機関等	経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726 もっと知りたい 紹介動画
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人でひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者	法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給。	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 もっと知りたい 農林漁業者向けパンフレット 紹介動画 (基本情報編) 【個人向け】 申請要領 【法人向け】 申請要領 紹介動画 紹介動画 【申請ページ】 申請ページ

野菜・花き・果樹・茶生産者等が活用できる支援（2 / 2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>雇用調整助成金</p>	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の提出が不要 (2) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (3) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(4) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (5) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 (6) 支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 10/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。 <提出先は<u>こちらから</u>></p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>
<p>小学校休業等対応助成金</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成。 （令和2年2月27日から令和3年3月31日までの有給休暇に適用）</p>	<p><u>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u></p> <p>（令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>

肉用牛生産者が活用できる支援（1／5）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
経営体質の強化	<p>【肥育牛経営改善等緊急対策のうち肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（令和2年度第3次補正）】</p> <p>経営体質の強化に資する取組メニューに取り組んだ場合、<u>出荷頭数に応じて奨励金を交付</u></p> <p>取組メニュー</p> <p>①飼料効率の改善、②長期肥育の抑制 ③血液分析による事故防止、④除角牛の導入による事故防止、⑤削蹄による疾病防止、⑥疾病検査の実施等による疾病防止、⑦畜舎環境の改善、⑧経営の改善</p>	<p>定額</p> <p>・2万円/頭以内（3つ以上のメニューに取り組んだ場合）</p> <p>ALIC → 民間団体 → 生産者集団 → 畜産農家</p>	<p>生産局畜産企画課</p> <p>TEL:03-3502-0874</p>

肉用牛生産者が活用できる支援（2 / 5）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
肉用子牛の計画出荷の支援	<p>【肉用子牛流通円滑化緊急対策事業（ALIC事業）】</p> <p>生産者団体が策定した計画に基づいて、生産者がやむを得ず肉用子牛の出荷時期の調整を行う場合、計画出荷に伴う掛かり増し経費（飼料費等）を支援</p>	<p>定額</p> <p>ALIC→民間団体→</p> <p>生産者団体等→畜産農家</p>	<p>生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画</p>
経営改善に取り組む肉用子牛生産者を支援	<p>【優良肉用子牛生産推進緊急対策事業（ALIC事業）】</p> <p>肉用子牛（品種区分毎）の全国平均価格（月別）が、発動基準(右記)を下回った場合に、経営改善のための取組メニュー（①～④のうち2つ以上）に取り組んだ生産者に対し、販売頭数に応じて奨励金を交付</p> <p>取組メニュー</p> <p>①畜舎の環境改善（防虫・暑熱・寒冷対策等）</p> <p>②経営分析（経営管理研修会への参加等）</p> <p>③子牛の疾病予防（下痢防止剤の投与等）</p> <p>④繁殖雌牛・子牛の栄養状態の改善（ビタミン等飼料添加物の利用等）</p>	<p>定額</p> <p>60万円（黒毛和種） 30万円（交雑種） 18万円（乳用種） を下回った場合 → 1万円/頭</p> <p>57万円（黒毛和種） 29万円（交雑種） 17万円（乳用種） を下回った場合 → 3万円/頭</p> <p>ALIC → 民間団体 → 生産者</p>	<p>生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989</p> <p>もっと知りたい 実施要綱 紹介動画</p>

肉用牛生産者が活用できる支援（3／5）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
資金繰りの支援	【肥育牛経営等緊急支援特別対策事業】 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の生産者負担金の納付猶予（実質免除）（国費分（3/4）の交付）	—	生産局畜産企画課 TEL:03-3502-0874 もっと知りたい 実施要綱 紹介動画
	畜産特別資金の緊急貸付けとして、通常の貸付日（5月末日及び11月末日）に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通	—	生産局畜産企画課 TEL:03-3501-1083 もっと知りたい 実施要綱(本体) 実施要綱(様式) 紹介動画
新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援	【発生畜産農場等経営継続対策事業（ALIC事業）】 ①発生農場の事業継続のための代替要員等の派遣を支援 ②発生農場の事業継続を図るため、その家畜を公共牧場等に緊急避難させるための経費を支援 ③発生農場の清浄化や感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援	定額 定額 ALIC → 民間団体 → 生産者集団等	生産局畜産企画課 TEL:03-3502-0874 もっと知りたい 紹介動画 実施要綱 (別添)肉用牛
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	日本政策金融公庫や農協等民間金融機関等が融資	経営局金融調整課 TEL:03-3501-3726 もっと知りたい 紹介動画

肉用牛生産者が活用できる支援（4 / 5）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	法人は200万円以内、 <u>個人事業者は100万円以内</u> を支給	<p>経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183</p> <p>もっと知りたい</p> <p>農林漁業者向けパンフレット 紹介動画 (基本情報編)</p> <p>【個人向け】 申請要領 紹介動画</p> <p>【法人向け】 申請要領 紹介動画</p> <p>【申請ページ】 申請ページ</p>

肉用牛生産者が活用できる支援（5／5）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
雇用調整助成金	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の提出が不要 (2) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (3) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和2年2月28日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(4) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (5) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 (6) 支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 10/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。 <提出先は<u>こちら</u>から></p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>
小学校休業等対応助成金	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成。 （令和2年2月27日から令和3年3月31日までの有給休暇に適用）</p>	<p>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</p> <p>（令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>

酪農生産者が活用できる支援（1 / 3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援</p>	<p>【発生畜産農場等経営継続対策事業（ALIC事業）】</p> <p>①発生農場の事業継続のための代替要員(酪農ヘルパーを含む)等の派遣を支援</p> <p>②発生農場の事業継続を図るため、その家畜を公共牧場等に緊急避難させるための経費を支援</p> <p>③発生農場の清浄化や感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援</p> <p>④乳業工場の処理能力の低下等により出荷できなくなった生乳に対して支援</p>	<p>支援対象：生産者集団等 補助率：定額 事業実施主体：民間団体</p>	<p>生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988</p> <p>もっと知りたい</p> <p>実施要綱(本体) (別添)乳用牛</p> <p>紹介動画</p>
<p>金融支援</p>	<p>農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置</p>	<p>日本政策金融公庫や農協等民間金融機関等が融資</p>	<p>経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>
	<p>畜産特別資金の緊急貸付けとして、通常の貸付日（5月末日及び11月末日）に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通</p>	<p>—</p>	<p>生産局畜産企画課 TEL：03-3501-1083</p> <p>もっと知りたい</p> <p>実施要綱(本体) 実施要綱(様式)</p> <p>紹介動画</p>

酪農生産者が活用できる支援（3 / 3）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
雇用調整助成金	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の提出が不要 (2) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (3) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(4) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (5) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 (6) 支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 10/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。 <提出先は<u>こちら</u>から></p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>
小学校休業等対応助成金	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成。 （令和2年2月27日から令和3年3月31日までの有給休暇に適用）</p>	<p><u>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u></p> <p>（令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>

その他畜産生産者等が活用できる支援（1 / 3）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
<p>新型コロナウイルス感染症が発生した畜産農場等への代替要員の派遣等を支援</p>	<p>【発生畜産農場等経営継続対策事業（ALIC事業）】 ①養豚・家きん経営の発生農場や飼料生産組織の事業継続のための代替要員の派遣等を支援 ②養豚・家きん経営の発生農場や飼料生産組織の清浄化・感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援</p>	<p>定額 定額 ALIC → 民間団体 → 生産者集団等</p>	<p>豚、家きん：生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656 飼料生産組織：生産局飼料課 TEL：03-3502-5993</p> <p>もっと知りたい 実施要綱 (別添)養豚 (別添)家きん (別添)飼料生産組織 紹介動画</p>
<p>金融支援</p>	<p>【肥育牛経営等緊急支援特別対策事業】 畜産特別資金（大家畜・養豚）の緊急貸付けとして、通常の貸付日（5月末日及び11月末日）に加え、<u>当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通</u></p>	<p>—</p>	<p>生産局畜産企画課 TEL:03-3501-1083</p> <p>もっと知りたい 実施要綱(本体) 実施要綱(様式) 紹介動画</p>
	<p>農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置</p>	<p>支援対象：農業者、集落営農組織 融資機関：日本政策金融公庫、農協等 民間金融機関等</p>	<p>経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p>

その他畜産生産者等が活用できる支援（2 / 3）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援	支援対象：経営体等 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、情報発信等に必要な経費を支援	支援対象：経営体等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：全国農業会議所	
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内</u> を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 もっと知りたい 農林漁業者向けパンフレット 紹介動画（基本情報編） 【個人向け】 申請要領 【法人向け】 申請要領 紹介動画 紹介動画 【申請ページ】 申請ページ

その他畜産生産者等が活用できる支援（3 / 3）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
雇用調整助成金	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の提出が不要 (2) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (3) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(4) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (5) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 (6) 支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 10/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。 <提出先は<u>こちら</u>から></p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>
小学校休業等対応助成金	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成。 （令和2年2月27日から令和3年3月31日までの有給休暇に適用）</p>	<p>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × <u>10/10</u></p> <p>（令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>

米生産者が活用できる支援(1/2)

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
主食用米の保管経費に対する支援	<p>【米穀周年供給・需要拡大支援事業】 主食用米（酒造好適米を含む。）について、長期計画的な販売の取組を行う産地に対し、保管経費の支援対象期間を以下のとおり拡大 ① 令和元年産：令和3年4月～10月（酒造好適米のみ。） ② 令和2年産：令和2年11月～令和3年3月</p>	支援対象：集荷業者・団体 補助率：定額（1/2相当） 事業実施主体：集荷業者・団体	政策統括官付農産企画課 TEL：03-6738-8974 ▶もっと知りたい
輸出用日本酒向け酒造好適米への支援	<p>【水田活用の直接支払交付金】 輸出用日本酒の原料となる酒造好適米について、水田活用の直接支払交付金の産地交付金の新市場開拓用米（2万円/10a）の対象として支援</p>	支援対象：販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農 補助率：定額 事業実施主体：国	政策統括官付穀物課 TEL：03-3597-0191 ▶もっと知りたい
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：農業者、集落営農組織 融資機関：日本政策金融公庫、農協等民間金融機関等	経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726 ▶もっと知りたい ▶紹介動画
持続化給付金	<p>中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で<u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u></p>	<p><u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内</u>を支給</p>	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 ▶もっと知りたい ▶農林漁業者向けパンフレット ▶紹介動画（基本情報編） 【個人向け】 ▶申請要領 ▶紹介動画 【法人向け】 ▶申請要領 ▶紹介動画 【申請ページ】 ▶申請ページ

米生産者が活用できる支援(2/2)

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
雇用調整助成金	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の提出が不要 (2) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (3) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(4) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (5) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 (6) 支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 10/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。 <提出先はこちらから></p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>
小学校休業等対応助成金	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成。</u> （令和2年2月27日から令和3年3月31日までの有給休暇に適用）</p>	<p>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</p> <p>（令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>

麦・豆類生産者が活用できる支援（1 / 3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備	【国産農畜産物供給力強靱化対策】 産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、 <u>継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備等を支援</u>	定額 1/2 国 → 都道府県 → 都道府県市町村 農業者の組織する団体 等	生産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 ▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画
外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 農業経験者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費等を支援	支援対象：経営体等 補助率：定額 事業実施主体：全国農業会議所	経営局就農・女性課 TEL：03-3502-6469 ▶もっと知りたい ▶実施要綱・要領 ▶紹介動画
外国人材の不足を補う代替人材の募集を支援	【農業労働力確保緊急支援事業】 人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、情報発信等に必要な経費を支援	支援対象：経営体等 補助率：対象経費の1/2 事業実施主体：全国農業会議所	

麦・豆類生産者が活用できる支援（2／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：農業者、集落営農組織 融資機関：日本政策金融公庫、農協等民間金融機関等	経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726 もっと知りたい 紹介動画
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内</u> を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 もっと知りたい 農林漁業者向けパンフレット 紹介動画（基本情報編） 【個人向け】 申請要領 紹介動画 【法人向け】 申請要領 紹介動画 【申請ページ】 申請ページ

麦・豆類生産者が活用できる支援（3 / 3）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
雇用調整助成金	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の提出が不要 (2) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (3) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(4) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (5) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 (6) 支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 > 中小企業 4/5、 > 大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ > 中小企業 10/10、 > 大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 > 中小企業 2,400円/日加算 > 大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。 <提出先は<u>こちら</u>から></p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>
小学校休業等対応助成金	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成。</u> （令和2年2月27日から令和3年3月31日までの有給休暇に適用）</p>	<p>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × <u>10/10</u></p> <p>（令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>

林業・木材産業者が活用できる支援（1／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：林業者等 事業実施主体：（株）日本政策金融公庫、全国木材協同組合連合会、（独）農林漁業信用基金	林野庁企画課 TEL：03-3502-8037 （1）第1次補正 もっと知りたい 紹介動画 （2）第2次補正 もっと知りたい 紹介動画
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給</u>	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 もっと知りたい 農林漁業者向けパンフレット 紹介動画（基本情報編） 【個人向け】 申請要領 紹介動画 【法人向け】 申請要領 紹介動画 【申請ページ】 申請ページ

林業・木材産業者が活用できる支援（2／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
雇用調整助成金	<p>景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の提出が不要 (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も休業の対象 (7) 支給限度日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 10/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p>▶もっと知りたい（農業経営者の皆様へ）</p> <p>▶もっと知りたい（林業経営者の皆様へ）</p> <p>雇用保険、労災保険<u>暫定任意適用事業所</u>によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」</u>が必要。</p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>
林業の雇用維持のための保育間伐等に対する支援	<p>【林業経営体能力向上支援対策】 原木生産を伴わない森林施業（植林、下刈り、除伐、保育間伐、衛生伐、作業道整備）等に対し定額で支援（最大日当1万5千円程度）</p>	<p>支援対象：意欲と能力のある林業経営体、育成経営体等</p>	<p>林野庁整備課 TEL：03-3502-8065</p> <p>▶紹介動画</p>

林業・木材産業者が活用できる支援（3／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
小学校休業等対応助成金	<p>【小学校休業等対応助成金】 コロナの影響で臨時休業等した小学校等に 通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日から令和3年3月31日まで）</p>	<p>支給額：<u>休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u> （令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇） ・ 1日当たり助成額上限：8,330円 （令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇） ・ 1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
休業した労働者への支援	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった労働者に対して支給。 （令和2年4月1日から令和3年2月28日までの休業に適用）</p>	<p>支給額： <u>休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × 休業実績</u> 1日当たり支給額上限： 11,000円</p>	<p>厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 受付時間（月曜～金曜）8:30～20:00 （土日祝）8:30～17:15</p> <p>もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所に雇用されている場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
地代・家賃の負担を軽減し、事業継続を下支えするための支援	<p>【家賃支援給付金】 テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等で5月～12月において、以下のいずれかに該当する者 ・ <u>いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少</u> ・ <u>連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少</u></p>	<p>給付額は、申請時の直近支払家賃月額に基づき算出される給付月額の6倍（6ヶ月分） 給付率：2/3 給付上限額：法人50万円／月 個人事業者25万円／月 ※（法人）支払家賃月額が75万円／月を超える場合、給付率1/3で最大50万円追加給付 （個人事業者）支払家賃月額が37.5万円を超える場合、給付率1/3で最大25万円追加給付</p>	<p>中小企業庁総務課 TEL：03-3501-1768</p> <p>もっと知りたい</p>

漁業者・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（1／4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
魚価の下落により収入減少した漁業者の経営支援	<p>【漁業収入安定対策事業】</p> <p>①収入が減少した漁業者の経営を支えるため、積立ふらすの基金を積み増し</p> <p>②併せて、積立ふらすについて、漁業者の自己積立金の仮払い、契約時の自己積立金の積立猶予を措置</p>	<p>支援対象：漁業者</p> <p>積立金負担割合：漁業者と国の積立金の負担割合は1：3</p> <p>事業実施主体：漁業共済組合連合会</p>	<p>水産庁漁業保険管理官 TEL：03-6744-2356</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画</p>
漁業・水産加工業者における労働力の確保を支援	<p>【水産業労働力確保緊急支援事業】</p> <p>①人手不足となった漁業・水産加工業の経営体が作業経験者等を雇用する際の掛り増し賃金、保険料、宿泊費を支援</p> <p>②遠洋漁船における外国人船員の継続雇用等に要する掛り増し経費や、外国人船員を現地において配乗する際の経費を支援</p>	<p>支援対象：漁業者、水産加工業者</p> <p>補助率：漁業・水産加工業の経営体が雇用する際の掛り増し賃金（上限500円/時）、保険料、宿泊費は定額、遠洋漁船の外国人船員を継続雇用する又は外国人船員を現地において配乗する際の掛り増し経費は1/2</p> <p>事業実施主体：①全国水産加工業協同組合連合会、②（一社）大日本水産会</p>	<p>（漁業者向け） 水産庁企画課 TEL：03-6744-2340</p> <p>（水産加工業者向け） 水産庁加工流通課 TEL：03-6744-2349</p> <p>（遠洋漁船向け） 水産庁国際課 TEL：03-6744-2364</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p> <p>紹介動画</p>

漁業者・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（2 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
水産物の一時保管に要する費用の支援	【特定水産物供給平準化事業（新型コロナウイルス感染症緊急対応）】 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける水産物の買取、保管等の費用を支援	支援対象：漁業者団体等 補助率：定額、対象経費の2/3 事業実施主体：（公財）水産物安定供給推進機構	水産庁加工流通課 TEL：03-6744-2350 (1) 第1次補正 もっと知りたい 紹介動画 (2) 第3次補正 もっと知りたい
金融支援	農林漁業セーフティネット資金等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等を措置	支援対象：漁業者 融資機関：日本政策金融公庫、漁協等民間金融機関	水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2347 (1) 第1次補正 もっと知りたい 紹介動画 (2) 第2次補正 もっと知りたい 紹介動画
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内</u> を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 もっと知りたい 農林漁業者向けパンフレット 紹介動画（基本情報編） 【個人向け】 申請要領 紹介動画 【法人向け】 申請要領 紹介動画 【申請ページ】 申請ページ

漁業者・漁業者団体等・水産加工業者が活用できる支援（3 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>漁場の保全活動や水産資源調査の取組を支援</p>	<p>【資源・漁場保全緊急支援事業】 ・休漁を余儀なくされている漁業者が行う、<u>漁場の耕うん・清掃等の漁場保全活動や海洋環境調査・モニタリング、試験操業による資源の分布情報や生物サンプルの収集など資源評価や管理手法の検討に資するものを支援</u></p>	<p>支援対象：漁業者団体等 補助率：漁船による漁場の耕うん・清掃（例：6万円/隻・日）、藻場におけるウニ駆除等（例：1万円/人・日）、海水温の観測等の資源調査（例：6万円/隻・日）</p>	<p>水産庁 漁場資源課 TEL:03-6744-2380 栽培養殖課 TEL:03-3502-0895 計画課 TEL:03-3501-3082</p> <p>▶もっと知りたい ▶紹介動画</p>
<p>雇用調整助成金</p>	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u> 【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】 （1）休業等計画届の提出が不要 （2）最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 （3）事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 ※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用 （4）生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 （5）週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 （6）支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 ➢中小企業 4/5、 ➢大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ ➢中小企業 10/10、 ➢大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 ➢中小企業 2,400円/日加算 ➢大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、水産庁が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。 <提出先は<u>こちら</u>から></p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
小学校休業等対応助成金	<p>【小学校休業等対応助成金】 コロナの影響で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成</u>（令和2年2月27日から令和3年3月31日まで）</p>	<p><u>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u></p> <p>（令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇） ・ 1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇） ・ 1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>水産庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>
休業した労働者への支援	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった労働者に対して支給。 （令和2年4月1日から令和3年2月28日までの休業に適用）</p>	<p>支給額： <u>休業前の1日当たり平均賃金 × 80% × 休業実績</u></p> <p>1日当たり支給額上限： 11,000円</p>	<p>厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 受付時間 （月曜～金曜）8:30～20:00 （土日祝）8:30～17:15</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所に雇用されている場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>水産庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</u></p>

外食事業者が活用できる支援（1 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>国産農林水産物を活用したデリバリー等への取組</p>	<p>【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】 インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留等が生じている品目について、飲食店が新商品開発を行いデリバリーや店頭販売等に取り組む際の食材費、容器包装費等について支援</p> <p>※食材等を購入できる特設サイトへの飲食店の登録期限は1月29日、利用期限は2月26日。</p>	<p>支援対象：民間団体等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等</p>	<p>大臣官房政策課 TEL：03-6744-2089</p> <p>もっと知りたい もっと知りたい（詳細）</p> <p>紹介動画</p> <p>実施要綱・要領</p>
<p>飲食店の需要喚起</p>	<p>【Go To Eatキャンペーン】 期間限定の官民一体型需要喚起キャンペーン「Go To キャンペーン」の一環として、<u>プレミアム付食事券の発行等</u>を実施</p>	<p>支援対象：民間事業者（食事券発行事業者） 補助率：委託等 事業実施主体：民間事業者</p>	<p>食料産業局食品製造課外食産業室 TEL：03-6744-7177 E-mail：gaishoku@maff.go.jp</p> <p>もっと知りたい 紹介動画</p> <p>応募要領</p>

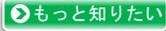
外食事業者が活用できる支援（2 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
債務保証	【中堅外食事業者資金融通円滑化事業】 債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済により中堅・大手外食事業者を支援	支援対象：中堅・大手外食事業者 支援内容：債務保証・代位弁済 事業実施主体：(一社)日本フードサービス協会	食料産業局食品製造課外食産業室 TEL：03-6744-7177 E-mail：gaishoku@maff.go.jp もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内</u> を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 もっと知りたい 農林漁業者向けパンフレット 紹介動画(基本情報編) 【個人向け】 申請要領 【法人向け】 申請要領 紹介動画 紹介動画 【申請ページ】 申請ページ

外食事業者が活用できる支援（3 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
雇用調整助成金	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】 （1）休業等計画届の提出が不要 （2）最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 （3）事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用 （4）生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 （5）週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 （6）支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 10/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>・1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p style="text-align: center;">▶もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」</u>が必要。</p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>

外食事業者が活用できる支援（4 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
小学校休業等 対応助成金	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）</u>を取得させた事業主に対して助成。 （令和2年2月27日から令和3年3月31日までの有給休暇に適用）</p>	<p><u>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u></p> <p>（令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇） ・ 1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇） ・ 1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険<u>暫定任意適用事業所</u>のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>

食品製造事業者が活用できる支援（1 / 2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備	【国産農畜産物供給力強靱化対策】 産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備等を支援	定額 1/2 国 → 都道府県 → 都道府県市町村 農業者の組織する団体等	生産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
在庫が高水準な脱脂粉乳・バターの需要拡大に伴う支援	【肥育牛経営改善等緊急対策のうち国産乳製品需要拡大緊急対策事業】 乳業者団体等が国産需要の拡大を図るため、新たな業務用需要に対して脱脂粉乳・バターを活用する取組を支援	支援対象：乳業者 補助率：1/2 事業実施主体：乳業者団体	生産局牛乳乳製品課 TEL：03-6744-2128 もっと知りたい
コメ・コメ加工品の輸出拡大の取組を支援	【コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業】 コメ・コメ加工品の海外市場開拓等の取組を支援	支援対象：事業者 補助率：定額、 対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等	政策統括官付農産企画課 E-mail： kome_yusyutu@maff.go.jp TEL：03-6738-6069 もっと知りたい 実施要綱・要領
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人でひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者	法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183 もっと知りたい 農林漁業者向けパンフレット 紹介動画（基本情報編） 【個人向け】 申請要領 紹介動画 【法人向け】 申請要領 紹介動画 【申請ページ】 申請ページ

食品製造事業者が活用できる支援（2 / 2）

支援分野	支援の内容	事業の流れ	担当及び問合せ先
雇用調整助成金	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の提出が不要 (2) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (3) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(4) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (5) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 (6) 支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 10/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>
小学校休業等対応助成金	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成。 （令和2年2月27日から令和3年3月31日までの有給休暇に適用）</p>	<p>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</p> <p>（令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p>▶もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要。</p>

中間事業者が活用できる支援（1 / 2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備</p>	<p>【国産農畜産物供給力強靱化対策】 産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、<u>継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備等を支援</u></p>	<p>定額 1/2 国 → 都道府県 → 都道府県市町村 農業者の組織する団体 等</p>	<p>生産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画</p>
<p>持続化給付金</p>	<p>中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、<u>その他各種法人でひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u></p>	<p>法人は200万円以内、<u>個人事業者は100万円以内</u>を支給</p>	<p>経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183</p> <p>もっと知りたい 農林漁業者向けパンフレット 紹介動画 (基本情報編)</p> <p>【個人向け】 申請要領 紹介動画 【法人向け】 申請要領 紹介動画</p> <p>【申請ページ】 申請ページ</p>

中間事業者が活用できる支援（2 / 2）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
雇用調整助成金	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】 （1）休業等計画届の提出が不要 （2）最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 （3）事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用 （4）生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 （5）週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 （6）支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 >中小企業 4/5、 >大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ >中小企業 10/10、 >大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 >中小企業 2,400円/日加算 >大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>
小学校休業等対応助成金	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、<u>有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成</u>。（令和2年2月27日から令和3年3月31日までの有給休暇に適用）</p>	<p><u>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u></p> <p>（令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇） ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>

流通事業者が活用できる支援（1／3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
和牛肉の在庫解消	【和牛肉保管在庫支援緊急対策事業（ALIC事業）】 和牛肉の在庫の解消を図るため、販売促進計画を作成した食肉卸売業者に対し、本年2月に遡って保管経費を支援するとともに、同計画に基づく販売実績に応じて奨励金を交付	支援対象：食肉卸売事業者 補助率：定額 事業実施主体：食肉事業者団体	生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
牛肉の販売促進	【国産農林水産物等販売促進緊急対策事業】 出荷量の減少や価格の下落等の影響を受けた和牛肉等の需要喚起を図るため、 ①学校給食への提供を含む、食育活動を行う際の食材費 ②外食産業等での新商品開発や、観光業と連携した地域おこしキャンペーンを行う際に使用する原材料費等を支援	① 支援対象：畜産・食肉関係協議会等 補助率：定額 事業実施主体：都道府県 ② 支援対象：食肉卸売事業者等 補助率：定額 事業実施主体：食肉関係団体	生産局食肉鶏卵課 TEL：03-3502-5989 もっと知りたい 紹介動画 実施要綱・要領
輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備	【国産農畜産物供給力強靱化対策】 産地と実需者が連携した輸入から国産への切り替え、継続的・安定的な供給に必要な共同利用施設の整備等を支援	定額 1/2 国 → 都道府県 → 都道府県市町村 農業者の組織する団体 等	生産局総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945 もっと知りたい 実施要綱・要領 紹介動画
債務保証	【中小食品流通事業者の信用力強化事業】 債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済により中小食品流通事業者等を支援	支援対象：中小食品流通事業者等 支援内容：債務保証・代位弁済 事業実施主体：(公財)食品等流通合理化促進機構	食料産業局食品流通課 TEL：03-3502-8267 もっと知りたい 実施要綱・要領 もっと知りたい(外部リンク) 紹介動画

流通事業者が活用できる支援（2 / 3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>持続化給付金</p>	<p>中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で<u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u></p>	<p><u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内</u>を支給</p>	<p>経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183</p> <p>もっと知りたい 農林漁業者向けパンフレット</p> <p>紹介動画 (基本情報編)</p> <p>【個人向け】 申請要領 【法人向け】 申請要領</p> <p>紹介動画 紹介動画</p> <p>【申請ページ】 申請ページ</p>
<p>小学校休業等対応助成金</p>	<p>【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に<u>通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成。</u> (令和2年2月27日から令和3年3月31日までの有給休暇に適用)</p>	<p><u>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u></p> <p>(令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇) ・1日当たり助成額上限：8,330円</p> <p>(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇) ・1日当たり助成額上限：15,000円</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 (土日、祝日含む)</p> <p>もっと知りたい</p> <p>雇用保険、労災保険<u>暫定任意適用事業所</u>のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p>

流通事業者が活用できる支援（3 / 3）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
雇用調整助成金	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】 （1）休業等計画届の提出が不要 （2）最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 （3）事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用 （4）生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 （5）週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 （6）支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日）までの休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 > 中小企業 4/5、 > 大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ > 中小企業 10/10、 > 大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 > 中小企業 2,400円/日加算 > 大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険<u>暫定任意適用事業所</u>によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「<u>農業等個人事業所に係る証明書</u>」が必要。</p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>

輸出事業者が活用できる支援（1 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
債務保証	【中小食品流通事業者の信用力強化事業】 債務保証による信用力強化、既往の債務保証先の返済不能の際の代位弁済により中小食品流通事業者等を支援	支援対象：中小食品流通事業者等 支援内容：債務保証・代位弁済 事業実施主体：(公財)食品等流通合理化促進機構	食料産業局食品流通課 TEL：03-3502-8267 もっと知りたい 実施要綱・要領 もっと知りたい (外部リンク) 紹介動画
コメ・コメ加工品の輸出拡大の取組を支援	【コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業】 コメ・コメ加工品の海外市場開拓等の取組を支援	支援対象：事業者 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等	政策統括官付農産企画課 E-mail： kome_yusyutu@maff.go.jp TEL：03-6738-6069 もっと知りたい 実施要綱・要領

輸出事業者が活用できる支援（2 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
<p>重点品目及びターゲット国・地域を対象とした海外販路開拓に必要な商談・プロモーション等への支援</p>	<p>【官民一体となった海外での販売力の強化】</p> <p>① J E T R Oによるデジタルツールを活用したビジネスマッチングの成果を向上させる取組への支援を強化</p> <p>② J F O O D Oによる日本産食材の重点的・戦略的プロモーションを強化</p> <p>③品目団体等による重点分野・テーマ別に集中実施する販路開拓支援を強化</p> <p>④輸出を牽引する現地小売・飲食店の活用や流通事業者等を通じた日本産食材の販路拡大を支援</p> <p>⑤戦略的輸出事業者と産地が連携して取り組む日本産コメ・コメ加工品の海外需要開拓・プロモーションや品目団体等によるオールジャパンでのプロモーションを支援</p>	<p>①②④ 支援対象：JETRO・民間事業者等 補助率：定額 事業実施主体：JETRO</p> <p>③ 支援対象：JETRO・民間事業者等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間事業者等</p> <p>⑤ 支援対象：民間団体等、民間事業者等 補助率：定額、対象経費の1/2以内 事業実施主体：民間団体等</p>	<p>食料産業局海外市場開拓・食文化課 TEL：03-3502-3408</p> <p>もっと知りたい</p> <p>⑤政策統括官付農産企画課 E-mail： kome_yusyutu@maff.go.jp TEL：03-6738-6069</p> <p>もっと知りたい 実施要綱・要領</p>
	<p>【仕向け先の転換等のための日本産農林水産物・食品の海外向け・プロモーション】</p> <p>日本産農林水産物・食品の輸出商流構築のための商談等を支援</p>	<p>支援対象：民間事業者等 補助率：対象経費の1/2以内 事業実施主体：株式会社JTB</p>	<p>食料産業局海外市場開拓・食文化課 TEL：03-6744-1502</p> <p>もっと知りたい</p>
<p>農産物等の輸出拡大に向けた有機JAS認証、GAP認証の取得等の取組への支援</p>	<p>【有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業】</p> <p>農業者等による、</p> <p>①有機JAS認証又はGAP認証（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP）の取得、輸出向け商談</p> <p>②農業機械リース等の取組を支援</p>	<p>支援対象：農業者等 補助率：①定額 ②1/2以内 事業実施主体：民間団体等</p>	<p>生産局農業環境対策課 TEL：03-6744-7188</p> <p>もっと知りたい</p>

輸出事業者が活用できる支援（3 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
持続化給付金	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で <u>ひと月の売上が前年同月比50%以上減少している事業者</u>	<u>法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給</u>	経済産業省 中小企業金融・給付金相談窓口 TEL：0570-78-3183    【個人向け】 【法人向け】     【申請ページ】 
小学校休業等対応助成金	【小学校休業等対応助成金】 臨時休業等した小学校等に <u>通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成。</u> （令和2年2月27日から令和3年3月31日までの有給休暇に適用）	<u>支給額：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10</u> （令和2年2月27日から令和2年3月31日までの有給休暇） ・ 1日当たり助成額上限：8,330円 （令和2年4月1日から令和3年3月31日までの有給休暇） ・ 1日当たり助成額上限：15,000円	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 受付時間9:00～21:00 （土日、祝日含む）  雇用保険、労災保険 <u>暫定任意適用事業所</u> のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「 <u>農業等個人事業所に係る証明書</u> 」が必要。

輸出事業者が活用できる支援（4 / 4）

支援分野	支援の内容	支援対象等	担当及び問合せ先等
雇用調整助成金	<p>【雇用調整助成金（制度概要）】 景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、<u>労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度</u></p> <p>【令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等について適用】</p> <p>(1) 休業等計画届の提出が不要 (2) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 (3) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象</p> <p>※さらに緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等については下記も適用</p> <p>(4) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮し、前月と対前年同月比を10%から5%減少に緩和 (5) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者（パート、アルバイト（学生も含む）等）も助成の対象 (6) 支給日数（100日）とは別に活用可能</p>	<p>【緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年2月28日まで）の休業等に適用される助成率・加算額】</p> <p>○休業手当に対する助成 ➤中小企業 4/5、 ➤大企業 2/3</p> <p>○解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ ➤中小企業 10/10、 ➤大企業 3/4 など</p> <p>※1日当たり助成額上限 15,000円</p> <p>○教育訓練をした場合 ➤中小企業 2,400円/日加算 ➤大企業 1,800円/日加算</p>	<p>最寄りの都道府県労働局・ハローワークまたは学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 TEL：0120-60-3999</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険<u>暫定任意適用事業所</u>によって未加入が認められている事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」</u>が必要。</p> <p>※オンラインでの申請も可能</p>

労働者（被雇用者）が活用できる支援

支援分野	支援の対象	支援の内容	所管省庁	担当及び問合せ先等
休業した労働者への支援	<p>【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった労働者に対して支給。 （令和2年4月1日から令和3年2月28日までの休業に適用）</p>	<p>支給額： <u>休業前の1日あたり平均賃金</u> ×80%×休業実績</p> <p>1日あたり支給額上限： 11,000円</p>	厚生労働省	<p>厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL：0120-221-276 受付時間 （月曜～金曜）8:30～20:00 （土日祝）8:30～17:15</p> <p></p> <p>雇用保険、労災保険<u>暫定任意適用事業所</u>のうち未加入の事業所に雇用されている場合、厚生労働省への申請に先立ち、<u>農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」</u>が必要。</p>

【各地方農政局の連絡先】

北海道農政事務所

担当：企画調整室
連絡先（直通）：011-330-8801

東北農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：022-263-0564

関東農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：048-740-0311
増設：048-740-0016

北陸農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：076-232-4217

東海農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：052-223-4609

近畿農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：075-414-9036
増設：075-414-9037

中国四国農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：086-224-9400

九州農政局

担当：企画調整室
連絡先（直通）：096-300-6010
増設：096-300-6006

【お問い合わせ先】

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL：03-6744-1856（直通）
FAX：03-6744-7158



← 支援策全般の
アクセスはこちら！

(URL：https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html)

【MAFFアプリをご存じですか？】

MAFFアプリは、農業に携わる皆さまに役立つ情報を農林水産省から直接お届けするスマホ用アプリです。

支援策の情報はもちろん、プロフィールとして設定いただいたお住まいの地域や作目、関心事項等に応じて、役立つ情報をお届けします。

どなたでも無料※でご利用いただけます。

※通信に要する費用（データ通信料等）は、利用者の負担となります。



← MAFF
アプリの
詳細情報
はこちら

(URL：<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>)

